

消費生活  
の豆知識

## その44

# 火災保険を利用した住宅修理トラブル

### 事例

○台風被害に遭い、保険申請を代行するという業者から電話があった。「火災保険金を使って被害箇所を修理でき、自己負担はありません」と言われた。壊れた屋根と塀の見積もりを依頼したところ、120万円と高額だったが、火災保険会社から全額支払われると思い契約した。しかし、業者が保険請求をしたところ82万円しか支払われないという。

電話や訪問などで「火災保険に加入しているなら、自己負担なく家の修理ができる。修理申請等を無料で引き受ける」などと持ちかけ、強引に住宅修理工事契約を結ばせるトラブルが増えています。全額が支払われず工事が自己負担になったり、工事内容がずさんで必要ない修理までされたり、高額な解約料を請求されたりするケースもあります。安易に依頼しないようにしましょう。

**消費者へのアドバイス**

① 必要ない工事はきっぱりと断りましょう。

② 火災保険は、自然災害による住宅の損害が補償される場合がありますが、老朽化によるものは対象外です。

③ 自然災害で損害を受けたら、まず自分で損害保険会社か代理店に被害箇所が保険金の支払い対象になるのか、申請はどのようにするのか等の確認をしましょう。

④ 契約の前に複数の業者から見積もりを取りましょう。

### ■消費者カレッジ

金融商品の知識と上手な資産管理

講師：金融広報アドバイザー・高梨

文夫さん 日時：12月18日(木)、午後

1時30分～3時 対象：市内在住・

在勤 定員：先着50人 申し込み：

12月1日(月)、午後2時から電話・フ

ックスで同センター

どうしよう？  
と思ったら

## 市民相談案内

| 相談内容       | 問い合わせ                                 |
|------------|---------------------------------------|
| 日常生活の悩み事   | 広聴課 ☎224-5022                         |
| 多重債務       |                                       |
| 行政・法律・公正証書 |                                       |
| 税金・年金      |                                       |
| 不動産・登記     |                                       |
| 建築・住宅修繕    |                                       |
| マンション管理    |                                       |
| 児童虐待       | 児童虐待防止 SOS センター<br>☎0120-283-505      |
| 子育て・児童虐待   | こども安全課 ☎224-5821                      |
| ひとり親家庭     |                                       |
| 育児の悩み      | 地域子育て支援センター ☎233-7503                 |
| 教育全般       | リベラー ☎234-8333                        |
| いじめ直通電話    | リベラー ☎234-8336                        |
| 青少年の悩み事    | 少年指導センター ☎224-5724                    |
| 性感染症・エイズ   | 保健予防課 ☎227-5102                       |
| うつ・アルコール   |                                       |
| 健康・不妊・不育症  | 健康づくり支援課 ☎224-8611                    |
| 人権         | さいたま地方法務局川越支局<br>☎243-3824            |
| 在宅介護・高齢者虐待 | 高齢者いきがい課 ☎224-5809                    |
| 障害者        | ☎224-5785                             |
|            | 障害者福祉課 ☎225-3033                      |
| 障害者虐待      | 障害者虐待防止センター<br>☎227-4330<br>☎226-7666 |
| 女性の悩み・DV   | 男女共同参画課 ☎224-5723                     |
| 消費生活       | 生活情報センター ☎226-7476                    |
| 結婚・内職・交通事故 | 市民相談室分室 ☎226-0058                     |
| 労働・雇用      | 雇用支援課 ☎227-5776                       |
| 就職活動       | 川越しごと支援センター ☎227-5775                 |
| 外国人市民      | 国際文化交流課 ☎224-5506                     |

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

## PICK-UP

子育て・ひとり親家庭・  
児童虐待などの相談 **こども安全課**  
☎224-5821

**家庭児童相談(子育ての不安・悩みや心配事など)**

日時…月～金曜日、午前8時45分～午後5時15分

**ひとり親家庭相談(社会生活の悩みや養育費など、要予約)**

日時…月～金曜日、午前8時45分～午後5時15分

**ひとり親家庭対象の就業相談(要予約)**

日時…月・水・金曜日、午前8時45分～午後5時15分

**児童虐待の相談**

児童虐待防止 SOS センター☎0120-283-505に連絡してください。秘密は厳守します。

日時…月～金曜日、午前8時30分～午後6時15分

生活情報センター(アトレ6階) 休館日＝火曜日  
☎226-7066 ☎225-1860